

## 令和7年度

### 第29回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和7年11月11日（火曜日） 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第3条の規定による許可申請について（買受適格証明分）
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について
議案第7号	非農地通知について

#### 出席委員（16名）

- |          |            |
|----------|------------|
| 1番 井口 健  | 9番 小栗 誠二   |
| 2番 中村 弘  | 10番 森 博克   |
| 4番 曽根 光彦 | 11番 笠野 喜久雄 |
| 5番 小方 保寛 | 12番 山本 茂樹  |
| 7番 谷河 繢  | 13番 丸山 勝   |
| 8番 藤 利昭  | 15番 堀 良子   |

16番 湯川 徳弘  
17番 貴志 年伸  
18番 藤井 友彦  
19番 岩橋 章博  
欠席委員（2名）

3番 吉中 雅三  
14番 高倉 理行

出席職員

農業委員会事務局

局長 中村 佳照  
副課長 藤田 誠一  
班長 中居 一樹  
技術主査 田中 久美子  
主任 田伏 謙  
主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第29回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は18名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る10月28日、中村委員、吉中委員、藪委員、森委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、吉中委員、高倉委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、藪委員、小栗委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規

定による届出について、説明いたします。

◆田中技術主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があつたもので、13件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 10は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が管理することです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第3条の規定による許可申請について（買受適格証明分）、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、8月の第26回農業委員会総会にて競売買受適格者証明書を受け、競売入札し、落札したので議事の取り決めにより会長専決にて許可書を発行したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更で1件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

内訳は、農業用倉庫1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で2件ありました。

10月9日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で9件ありました。

10月9日付、10月21日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 8は、使用貸借権設定です。  
以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆田中技術主査 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が9件ござい

ました。

N o . 1 平成16年から住宅の一部として使用している。

N o . 2 昭和38年頃から道路として利用している。

N o . 3 平成2年頃から貸駐車場として利用している。

N o . 4 昭和46年から車庫と駐車場として使用している。

N o . 5 昭和22年から農業用倉庫として利用している。

N o . 6 昭和56年頃から地蔵敷地となっている。

N o . 7 昭和60年頃から農業用倉庫として使用している。

N o . 8 平成17年以前から倉庫として使用している。

N o . 9 20年以上前から山林となっている。

これらは、非農地証明の交付条件（4）もしくは（5）の土地であり、（7）から（9）の条件を満たしていると思われます。以上です。

◆会長（谷河 繢） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で10件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得し

ようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、N o . 1 は市街化区域で持分の贈与、N o . 2 は近隣農家への贈与、N o . 3 は法人新規耕作でトラクター、田植機、コンバインなどを使い水稻、蔬菜を栽培予定、N o . 5 は市街化区域の新規耕作で耕耘機を借り受け、蔬菜を栽培予定、N o . 6 は親から子への生前贈与、N o . 9 は新規耕作で動噴や草刈り機などを使いみかんを栽培予定、N o . 1 0 は市内新規でトラクター、田植機、コンバインなどを使い水稻、蔬菜を栽培予定です。

また、N o . 3、9、10については現地調査並びに事情聴取を行っていますので担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 繢） N o . 3、N o . 9 およびN o . 1 0 について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので、森委員さん報告願います。

◆10番（森 博克） 議案第3号N o . 3について報告します。

去る10月28日に吉中委員と私並びに事務局で現地調査並びに譲受人である・・・から事情聴取を行いました。

申請地は、議案書のとおりで、田5筆、面積計6, 352m<sup>2</sup>で、現地はきれいに管理されており、作付け作物は、水稻、野菜となっております。

・・・は、・・・を務めており、・・・地域の農業に携わってきたとのことですが、近年、高齢化や後継者不足により営農困難

な農地が増え、周辺農家から農地を引き受けてほしいという依頼が多く寄せられたことを受け、新たに農業を専門とする法人を設立したことです。

・・・ともに農業経験は豊富で、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、粉碎機等の農機具一式及びそれらを保管する倉庫も備えているとのことです。

また、購入農地は、会社のすぐ近くにまとまっているため、通作にも問題はありません。

以上の点から特段問題のないものと思われますが、各委員の慎重な審査をお願いします。

続きまして、議案第3号No. 9について報告します。

去る10月28日に吉中委員と私並びに事務局で現地調査並びに譲受人である・・・から事情聴取を行いました。

申請地は、議案書のとおりで、畠2筆、面積計1,278m<sup>2</sup>で、現地はみかんが栽培されておりました。

申請人は、・・・在住で、和歌山市・・・を経営しているとのことですが、昨今の物価高騰により、本業の経営状況が厳しくなってきており、兼ねてから興味のあった農業に着手し、将来的には、農業を主とすることも選択肢の一つとして考えていきたいとのことでした。

本人は、農業経験はありませんが、親戚である・・・に教えてもらいながら、一緒に農業に取り組んでいきたいとのことです。

収穫したみかんはスーパー等で販売することですが、今後、経営規模を拡大した際には、野菜等の栽培も考えており、自分が経営する飲食店での提供も視野に入れ

ているとのことでした。

農地は自宅から40分～50分離れていますが、現在でも勤務地まで毎日30分ほどかけて通っているため、苦にはならないとのことです。

所有する農機具は、軽トラック、噴霧器、草刈り機等です。

以上の点から農業経験、通作距離等に不安は残るもの、農地法上の許可要件は満たしていると判断せざるを得ないと思いますが、各委員の慎重な審査をお願いします。

最後に議案第3号No. 10について報告します。

去る10月28日に吉中委員と私並びに事務局で現地調査並びに譲受人である・・・から事情聴取を行いました。

申請地は、議案書のとおりで、田12筆、畠4筆、計16筆、面積計10,108m<sup>2</sup>で、現地はきれいに管理されており、作付け作物は、水稻となっております。

申請人は、・・・を行っていますが、今後は、自身で栽培したものを販売していきたいと考え、農地の購入に至ったとのことです。また、申請人は、・・・に農地を所有しており、はっさく等の果樹を栽培しているほか、水稻栽培についても農地を借り、耕作した経験があるとのことです。

トラクター、コンバイン、田植機等の農機具一式は、知り合いから譲り受け、すべて揃っているとのことです。

また、譲渡人から耕作地周辺に農業用倉庫や居宅も購入しているとのことです。

将来は、和歌山市をはじめ・・・で農地を拡大し、あわせて認定農業者の取得、農地所有適格法人の立ち上げ等も視野に入れて真剣に農業に取り組んでいきたいとのこ

とでした。

以上の点から特段問題のないものと思われますが、各委員の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 繢） ありがとうございました。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、すでに申請地東側において貸露天駐車場を運営しておりますが、契約が埋まってきているとのことです。

申請地近隣のマンションの住民からの要望があることや駅から近い立地条件等から、さらなる駐車場の需要が見込まれるため、当該申請地を貸露天駐車場として転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、農用地区域内農地に該当しますが、一時的な利用で農地が限定され、農業振興地域整備計画の達成に支障がないことから、不許可の例外に該当すると思われます。

本申請は、農地に支柱を立て、営農をし

ながら上部空間に太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

なお、3年間の一時転用で、・・・で許可があったものについて再設定を目的とするものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、No. 1につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

また、No. 1については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 繢） No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので藪委員さん報告願います。

◆8番（藪 利昭） 議案第4号 No. 1について報告します。

本件は、農地法第4条の許可申請で10月28日、私と中村委員それに事務局と共に現地調査し、申請者と・・・から事情聴取を行いました。

申請地は、議案書及び説明資料のとおりで、・・・に位置する第2種農地です。

地目は田、現況は保全状態でした。

申請者は、市内に住む個人です。

申請者は現在、申請地東側において貸露天駐車場を運営していますが、契約がいっぱいになってきているとのことです。

また、近隣マンションの住民からの要望や立地条件から、さらなる需要が見込まれるため、本申請地を貸露天駐車場として転用申請するに至ったとのことです。

工事内容に関しては、土地の造成後碎石で仕上げ、乗用車28台分の露天駐車場を整備します。

雨水については、基本自然浸透で浸透しきらない分は申請地南側及び北側に設置した集水枠を通してそれぞれ南側、北側の水路に放流します。

のことについて、・・・の意見書が添付されております。

なお、隣接農地はございません。

付近の農地に対する影響や用水路等への被害は無いと考えられます。

この件に関しては、特に問題はないと思慮されますが、各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 繢） ありがとうございました。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

N o . 1 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当すると思われます。

申請人は、申請地北側の・・・のための

駐車場が不足していたため、当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

N o . 2 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、申請地は・・・に近く、周辺には小学校や幼稚園等の教育施設や、商業施設も多数あり、住環境に適していることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

N o . 3 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、申請地の南側隣接地で・・・を運営する個人で、・・・の駐車場が不足していたため、当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

N o . 4 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、備考記載の法人の資材置場が不足していたことから、・・・に近く利便性の良い当該申請地を貸露天資材置場へ転用申請するものです。

なお、転用完了後、備考記載の法人に貸借します。

N o . 5 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、隣接する土地と一体として行われる事業で1種農地の割合が全体面積の3分の1以下であることから不許可の例外に該当

すると思われます。

申請人は、申請地の南側隣接地で・・・を営む・・・で、以前より・・・用駐車場が不足し、さらに昨今・・・を併設したことで、・・・が増加したことから、当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

なお、賃借権の設定です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、No. 1、No. 3、No. 4及びNo. 5につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

また、No. 2及びNo. 4については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2について、中村委員さん報告願います。

◆2番（中村 弘） 農地法第5条許可申請No. 2について説明します。

10月28日藪委員と事務局職員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

出席者は・・・です。

申請理由は・・・から5分以内にあり、徒歩10分圏内には・・・小学校、幼稚園があり、また車で5分圏内に商業施設・・・を有しており分譲事業に最適な場所である。

譲渡人の住所が・・・に和歌山市・・・の2筆計2, 601m<sup>2</sup>の休耕地を譲ってもらう事になり申請に至りました。

転用の必要性で申請面積の必要性ですが、お客様のご希望を基に計画している面積で

あり場所であった。

今回の申請地でなければならない理由は利便性で、出入り口は東に市道・・・号線、北側に市道・・・号線に面している。

排水計画の近隣農地への影響について・・・に同意を得ています。

用水路への影響についても・・・より同意をもらっており雨水は各戸に雨水枠を設置、汚水については各12区画に合併浄化槽を設置し新設道路巾6m内に埋設した排水管を通り南側水路に排水します。

転用の実現性で資金計画については自己資金で土地代・・・円造成土木工事・・・円建築工事・・・円合計・・・円です。

完成予定は許可日から1年で開発許可申請中です。

以上報告を終わります。

委員皆様のご審議よろしくお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございました。

続いて、No. 4について、藪委員さん報告願います。

◆8番（藪 利昭） 議案第5号No. 4について報告します。

令和7年10月28日、私と中村委員及び事務局と共に現地調査し、申請者・・・から事情聴取を行いました。

申請地は、議案書及び説明資料のとおりで、県道の・・・線沿いの第2種農地です。地目は田、現況は休耕地でした。

申請理由は、別会社である備考記載の法人が受注工事に必要な資材保管の拠点場所として使用したいため、賃貸借を予定しています。

工事の内容に関しては、・・・数台分の駐車と排水管・型枠・砂利等の置場を確保

するため、周囲をL型擁壁で囲い、造成後に、締固めで土仕上げとします。

排水は雨水のみで敷地内で集水後、南側の公共水路に放流を計画しています。

・・・の同意も得ています。

また、西側のみ農地と隣接しますが、隣接者の同意も得ています。

この件に関しては、特に問題は無いと考えます。

各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございました。

議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について、提案いたします。

◆田中技術主査 番外 説明いたします。

新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、新規の契約が11件ありました。

賃借権が2件、使用賃借権が9件の設定です。賃借期間は議案書のとおりです。

また、新規契約11件のうちNo. 1は、利用権設定の期間が満了し再設定契約をするにあたり新たに農地中間管理事業による貸借を設定するものです。

面積は、田が12, 572m<sup>2</sup>、畠が531m<sup>2</sup>、合計面積が13, 103m<sup>2</sup>です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。  
議案第7号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

山口地区上黒谷で（13件、19筆）を丸山農業委員、藤原推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書1件の提出がありました。面積は畠が3筆2, 838m<sup>2</sup>です。

議案書番号1について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

ほかに何かありませんか。

(なし、との声)

それでは、ご質問がないようでございま  
すので第29回総会を閉会いたします。

13時50分　閉会